計算書類に対する注記(法人全体用)

１．継続事業の前提に関する注記

該当なし

２．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
（２）固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産
定額法及び旧定額法
残存価額
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の10%。
但し、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、
さらに備忘価額（1円）まで償却を行っています。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、残存価額をゼロとし、
償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達する
まで償却を行っています。
・無形固定資産
定額法
残存価額
残存価額をゼロとし、取得価額全額を償却対象としています。
（３）引当金の計上基準
・徴収不能引当金
該当なし
・退職給付引当金
当法人で採用している熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済制度に基づき、当期末
における熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済制度への法人負担の掛金累計額を
計上している（藤崎台保育園を除く）。
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
（４）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

３．重要な会計方針の変更

該当なし

４．法人で採用する退職給付制度

当法人は、常勤職員並びに勤務時間等の条件が加入対象となる非常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済制度に加入している（但し、藤崎台保育園は独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度のみを採用している）。

５．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1) 法人全体の資金収支計算書（会計基準省令第１号第１様式)
(2) 法人全体の事業活動計算書（会計基準省令第２号第１様式)
(3) 法人全体の貸借対照表（会計基準省令第３号第１様式)
(4) 資金収支内訳表、事業活動内訳表、貸借対照表内訳表（会計基準省令第１号第２様式、第２号第２様式、第３号第２様式）当法人では、公益事業、収益事業を実施していないため作成していない。
(5) 社会福祉事業における事業区分資金収支内訳表(会計基準省令第１号第３様式)
(6) 社会福祉事業における事業区分事業活動内訳表(会計基準省令第２号第３様式)
(7) 社会福祉事業における事業区分貸借対照表内訳表(会計基準省令第３号第３様式)
各拠点区分におけるサービス区分の内容
ア　法人本部拠点（社会福祉事業）
「法人本部」
イ　児童養護施設藤崎台童園拠点（社会福祉事業）
「児童養護施設藤崎台童園」
「子育て短期支援事業」
ウ　藤崎台保育園拠点（社会福祉事業）
「藤崎台保育園」
エ　建設特別会計拠点区分（社会福祉事業）
「建設特別会計」

６．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	295,567,668	26,251,300	21,687,670	300,131,298
土地（基本）	33,560,531			33,560,531
合 計	329,128,199	26,251,300	21,687,670	333,691,829

７．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

８．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 581,799円
建物（基本財産）男子棟、女子棟、ホール棟、きく棟、しょうぶ棟、厨房棟 285,559,913円
――――――――――――――――――――――――――――
計 286,141,712円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む） 18,664,000円
――――――――――――――――――――――――――――
計 18,644,000円

９．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本）	594,069,048	293,937,750	300,131,298
土地（基本）	33,560,531	0	33,560,531
建物（その他）	10,414,431	8,291,736	2,122,695
土地（その他）	4,706,760	0	4,706,760
構 築 物	14,121,800	10,993,929	3,127,871
車両運搬具	21,803,745	14,486,022	7,317,723
器具及び備品	86,542,570	65,858,201	20,684,369
合 計	765,218,885	393,567,638	371,651,247

１０．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	50,359,285	0	50,359,285
未収金	3,125	0	3,125
未収補助金	4,183,403	0	4,183,403
合 計	54,545,813	0	54,545,813

１１．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			0
			0
合 計			0

１２．関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

１３．重要な偶発債務

該当なし

１４．重要な後発事象

該当なし

１５．合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

１６．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(法人本部)

１．重要な会計方針

該当なし

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

該当なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1) 法人本部拠点区分資金収支計算書(会計基準省令第１号第４様式)
(2) 法人本部拠点区分事業活動計算書(会計基準省令第２号第４様式)
(3) 法人本部拠点区分貸借対照表(会計基準省令第３号第４様式)
(4) 法人本部拠点区分資金収支明細書(別紙３（⑩))
当拠点区分は、サービス区分が１つの為作成していない。
(5) 法人本部拠点区分事業活動明細書(別紙３（⑪))
当拠点区分は、サービス区分が１つの為作成していない。
当拠点区分におけるサービス区分
法人本部拠点
「法人本部」

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（その他）	1	0	1
土地（その他）	4,706,760	0	4,706,760
合 計	4,706,761	0	4,706,761

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合 計			

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(藤崎台童園)

１．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
（２）固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産
定額法及び旧定額法
残存価額
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の10%。
但し、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、
さらに備忘価額（1円）まで償却を行っています。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、残存価額をゼロとし、
償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達する
まで償却を行っています。
・無形固定資産
定額法
残存価額
残存価額ゼロとし、取得価額全額を償却対象としています。
（３）引当金の計上基準
・徴収不能引当金
該当なし
・退職給付引当金
当拠点区分で採用している熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済制度に基づき、
当期末における熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済制度への法人負担の掛金
累計額を計上している。
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
（４）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

常勤職員並びに勤務時間等の条件が加入対象となる非常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済制度へ加入している。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1) 児童養護施設藤崎台童園拠点区分資金収支計算書(会計基準省令第１号第４様式)
(2) 児童養護施設藤崎台童園拠点区分事業活動計算書(会計基準省令第２号第４様式)
(3) 児童養護施設藤崎台童園拠点区分貸借対照表(会計基準省令第３号第４様式)
(4) 児童養護施設藤崎台童園拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩))
(5) 児童養護施設藤崎台童園拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪))
当拠点区分におけるサービス区分
児童養護施設藤崎台童園拠点（社会福祉事業）
「児童養護施設藤崎台童園」
「子育て短期支援事業」

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本建物	292,371,496	26,251,300	20,625,509	297,997,287
土地	33,560,531			33,560,531
合 計	325,932,027	26,251,300	20,625,509	331,557,818

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	581,799円
建物（基本財産）男子棟、女子棟、ホール棟、きく棟、しょうぶ棟、厨房棟	285,559,913円
計	286,141,712円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	18,644,000円
計	18,644,000円

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本）	535,818,148	237,820,861	297,997,287
土地（基本）	33,560,531	0	33,560,531
構 築 物	8,073,820	5,356,340	2,717,480
車両運搬具	20,734,265	13,416,543	7,317,722
器具及び備品	62,048,517	42,759,794	19,288,723
合 計	660,235,281	299,353,538	360,881,743

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	41,481,425	0	41,481,425
未収金	3,125	0	3,125
未収補助金	1,550,000	0	1,550,000
合 計	43,034,550	0	43,034,550

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合 計			

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(藤崎台保育園)

１．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
（２）固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産
定額法及び旧定額法
残存価格
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価格の10%。
但し、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、
さらに備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っています。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、残存価額をゼロとし、
償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達する
まで償却を行っています。
・無形固定資産
定額法
残存価額
残存価額ゼロとし、取得価額全額を償却対象としています。

（３）引当金の計上基準
・徴収不能引当金
該当なし
・退職給付引当金
該当なし
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
（４）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

全職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度へ加入している。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1) 藤崎台保育園拠点区分資金収支計算書(会計基準省令第1号第４様式)
(2) 藤崎台保育園拠点区分事業活動計算書(会計基準省令第2号第４様式)
(3) 藤崎台保育園拠点区分貸借対照表(会計基準省令第3号第４様式)
(4) 藤崎台保育園拠点区分資金収支明細書(別紙3（⑩）)
当拠点区分は、サービス区分が1つの為作成していない。
(5) 藤崎台保育園拠点区分事業活動明細書(別紙3（⑪）)
当拠点区分は、サービス区分が1つの為作成していない。
当拠点区分におけるサービス区分
藤崎台保育園拠点(社会福祉事業)
「保育所藤崎台保育園」

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本建物	3,196,172		1,062,161	2,134,011
合 計	3,196,172		1,062,161	2,134,011

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本）	58,250,900	56,116,889	2,134,011
建物（その他）	10,414,430	8,291,736	2,122,694
構 築 物	6,047,980	5,637,589	410,391
車両運搬具	1,069,480	1,069,479	1
器具及び備品	24,494,053	23,098,407	1,395,646
合 計	100,276,843	94,214,100	6,062,743

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,877,860	0	8,877,860
未収補助金	2,633,403	0	2,633,403
合 計	11,511,263	0	11,511,263

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合 計			

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(建設特別会計)

１．重要な会計方針

該当なし

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

該当なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1) 建設特別会計拠点区分資金収支計算書(会計基準省令第１号第４様式)
(2) 建設特別会計拠点区分事業活動計算書(会計基準省令第２号第４様式)
(3) 建設特別会計拠点区分貸借対照表(会計基準省令第３号第４様式)
(4) 建設特別会計拠点区分資金収支明細書(別紙３ (⑩))
当拠点区分は、サービス区分が１つの為作成していない。
(5) 建設特別会計拠点区分事業活動明細書(別紙３ (⑪))
当拠点区分は、サービス区分が１つの為作成していない。
当拠点区分におけるサービス区分
建設特別会計拠点
「建設特別会計」

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
該当なし			
合 計			

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合 計			

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし